

第1章 指針の策定にあたって

1 策定の背景

平成11年に開催した「第14回国民文化祭・ぎふ99」(10月23日～11月3日)は県民総参加のもと行われ、県内各地の優れた郷土資源の再認識や、芸術文化団体間の連携強化など本県文化の振興に大きく寄与し、国民文化祭終了後の本県の文化振興施策は、この成果を引き継ぐ形で進められてきました。

一方、本県の文化振興施策の中核的事業として、平成8年度に「織部賞」を、平成11年度に「円空大賞」を制定し、実施してきましたが、県民の認知度が低いことや費用対効果についての意見もあり、政策総点検¹において見直しの方向性が示されたところです。また、文化活動の担い手からも、本県の文化振興施策において課題となるような意見が聴かれました。

また、市町村合併や行財政改革の進展、少子化に伴う人口減少や高齢化、国際化の進展、さらに、文化芸術振興基本法²(平成13年法律第148号)の制定や地方自治法の改正による公の施設への指定管理者制度の導入³など、社会環境の動向を踏まえ、今後の文化振興の方向について検討を加えることが必要になってきています。

平成19年は岐阜県にとって「大交流時代の幕開け」の年となると考えられます。平成19年度末に、東海北陸自動車道が全線開通する予定であり、また、平成16年の台風23号により被災したJR高山本線が平成19年秋頃には全面復旧の見込みであるなど、交通の大動脈が本格的に稼働します。加えて、県内で約12万人、全国で約700万人のいわゆる「団塊の世代」の定年退職が始まり、時間的・経済的なゆとりを活かした余暇活動への参加が期待されます。

さらに平成24年の「第67回国民体育大会(国体)」の岐阜県開催が平成19年7月に内定する見込みであり、開閉会式や県内各地で開催される競技会にあわせて伝統芸能の実演や県産品の販売を行うなど、国体開催に向けた各種取り組みも本格化することとなります。

こうした時代の要請に応えるためにも、県民とともに「岐阜県の文化」をいかに振興していくのかを考えていくことが重要になってきています。

*1 県は、政策の優先度を明確にするために、平成17年度に、県民とともに各界各層の方々からお聴きした意見をもとにし、すべての政策について発展・継続・縮小・廃止・民間への委託などの方向づけを行う見直しを行いました。

*2 文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進することを目的として、平成13年12月に制定されました。

*3 施設の有効活用、活性化を目的として、平成15年9月から公の施設を民間事業者などが管理運営することが可能となりました。文化施設では、平成19年3月までに県民ふれあい会館、県民文化ホール未来会館、飛騨・世界生活文化センター、歴史資料館、県政資料館において指定管理者制度が導入されています。

2 策定の趣旨

(1) 文化の意義

文化は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を満ち足りたものにするとともに、豊かな情緒や人間性を養い、創造力を育むものです。

また、他者に共感する心を通じて、人と人とを結び付け、相互に理解し、尊重し合う社会の基盤の一つであるとも言えます。

今日の社会では、経済的な豊かさが、必ずしも快適さや心地よさといった精神的な豊かさをもたらすとは限らず、県民誰もが心豊かな質の高い生活を送るためには、精神的な満足感を得ることができる文化的な要素が不可欠であると考えられます。

(2) 県民の思い

岐阜県には、「飛山濃水」と称えられる美しい自然や、日本の東西文化の接点に位置するという地理的環境を背景とし、長い歴史の中で創造され、育まれ、受け継がれてきた、独自の豊かな伝統文化や地域資源があります。

こうした「岐阜県らしさ」に対する県民の思いは、平成17年度の政策総点検における県民の願いとして、「地域に対する深い愛情と誇り、それを子々孫々の世代まで残そうとする思い」、「岐阜県らしさの追求と個性ある地域づくりを求める声」、「誇るべきふるさと岐阜県づくりのため、自ら地域づくりに参画したいという声」としても示されています。

今回定める指針は、文化振興の持つ意義に鑑み、岐阜県が従来進めてきた施策を、こうした県民の期待に応えることができるよう見直しを行い、文化振興を通して誇りあるふるさとづくりが実現できるよう策定するものです。

3 指針の性格

本指針は、中長期的な視点に立ち、今後、岐阜県が文化振興を推進するための施策の基本方針を示すとともに、岐阜県が文化振興において担うべき役割を県民のみなさんに十分に理解していただけるよう策定したものです。

推進にあたっては、県民一人ひとりが文化の担い手であるという認識のもと、県民のみなさんと一緒に進めてまいります。

なお、本指針は、文化芸術振興基本法第4条に定める「地方公共団体の責務」に沿うものであるとともに、平成18年度に岐阜県が策定した他のビジョンや基本計画等と整合を図り、まちづくりや産業振興などの文化関連施策において活用されるものとします。

文化芸術振興基本法 第4条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

4 策定手順の特徴

策定にあたっては、文化活動の担い手の意見とともに、県民一人ひとりが文化の担い手であるとの観点から、幅広い県民の方々の意見を聴くことから始めました。

指針策定にあたって中心となって議論していただく懇談会においては、文化に関わりのある幅広い分野の11名の若手の方々に参加いただき、自由闊達な意見交換を行っていただきました。

岐阜県の文化振興に係る懇談会 委員名簿（五十音順、敬称略）

あきもと	しょうじ	N P O 法人G-net代表理事
秋元	祥治	
あんどう	しげあき	岐阜県吹奏楽連盟会長
安藤	繁秋	
いしはら	ただゆき	石原美術専務取締役
石原	忠幸	
おくむら	あきふみ	洋画家
奥村	晃史	
かわい	じゅんゆき	岐阜新聞社 取締役兼事業局長
河合	順行	
こいけ	よしかず	名古屋学院大学経済学部政策学科教授
古池	嘉和	
しのだ	ひろみ	声楽家
篠田	弘美	
たなか	としえ	ボランティア団体森のいずみ代表理事
田中	利枝	
とよた	じゅん	アートギャラリー水無月
豊田	純	
はたの	ゆかり	バレエ教室Ballet Spitze主宰
畑野		
ヴィエラ・エルトヴァ		岐阜県音楽文化国際交流員

5 「文化」の定義

一般的な概念としての「文化」は、立ち居振る舞いや衣食住をはじめとした人間の生活様式全般を指すと考えられますが、今回策定する指針が対象とする分野は、文化芸術振興基本法にある以下の分野とします。

芸 術：文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く）

メディア芸術：映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術

伝 統 芸 能：雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他わが国古来の伝統的な芸能

芸 能：講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く）

生 活 文 化：茶道、華道、書道その他の生活に係る文化

国 民 娯 楽：囲碁、将棋その他の国民的娯楽

出版物及びレコード等

文 化 財 等：有形及び無形の文化財並びにその保存技術

地域における文化芸術：各地域における文化芸術の公演、展示等、地域固有の伝統芸術及び民俗芸術（地域の人々によって行われる民俗的な芸術）